

## 対象品目細部事項

### ・ ・ ・ 共通事項 ・ ・ ・

#### 【補助単価について】

- ・前年度の実績や物価などから平均単価を算出し、約8割を乗じた額（自主防災会は約3割を乗じた額）を補助単価とします。
- ・単価算出が難しい品目は、1箱やセットを参考単価としている場合があります。個数申請計算書の備考欄を参照してください。
- ・付属品は、本体と同時購入する場合、補助対象とします。
- ・付属品のみを購入する場合、または付属品経年劣化により更新する場合は、本体価格が高価なものについて、実績などを考慮し、付属品のみ補助単価を設けます。

#### 【目標整備数について】

- ・対象品目表（P. 3）及び個数申請計算書（P. 9～11）に、1団体あたり500世帯対象とした目標整備数をカッコ書きで記載しますので、申請数の参考にしてください。

#### 【個数申請計算書について】

- ・所持数の記載は、申請する品目のみで構いません。耐用年数の経過、故障、ローリングストックなどで更新する品目は、所持数に含めません。
- ・申請数は、所持数と目標整備数を参照し必要数として審査します。大幅に上回る場合、お問い合わせさせていただくこともありますのでご了承ください。

#### 【対象外のある品目について】

- ・消耗品類及び諸経費は、原則対象外です。
- ・以下の器材について、細かい条件があるためご注意ください。【次頁以降参照】
  1. トランシーバー、無線機
  2. 街頭消火器
  3. 消火栓利用型市民消火隊活動用資機材
  4. 防災倉庫
  5. 感震ブレーカー

#### 【防災器材として推奨するもの】

- ・災害時、インフラ（電気、水道、ガスなど）が停止した際も使用できるもの、長期保存できるものなど、防災用の器材等に推奨されることについて、以下を参考にしてください。個数申請計算書の備考欄にも推奨例を記載します。
  1. 保管スペースを確保できるもの（折り畳み式、組み立て式、圧縮保管など）
  2. 電動器材の場合、複数の電源に対応していること（常用電源、電池式、充電式など）
  3. 燃料式と電動式がある場合、駆動時間の長い燃料式を考慮する（充電式は、駆動時間が短い場合がある：チェーンソーなど）
  4. 搬送性に優れているもの（一人で安全に運ぶことができる）
  5. 長期保存できるもの（非常用備蓄食料など、保存期間5年以上を推奨）
  6. 車輪があるものは、ノーパンクタイヤ

#### 【取り扱いに注意が必要な器材（電動のこぎり、チェーンソー等）について】

- ・特に危険が伴う器材等の取り扱いについて、自主防災組織（町内会、自治会）においては、労働安全衛生法の直接の規制対象ではありませんが、事故やけが防止のため、同法を準用し安全最優先での取り扱いを推奨します。
- ・詳細は、ホームページをご確認ください。

・ ・ ・ 事前相談が必要なもの ・ ・ ・

**消火栓利用型市民消火隊活動用資機材（13～19番）**

- ※ 市民消火隊は、市民消火隊員を育成するための講習を修了し、認定を受けた住民が4名以上で編成するものです。
- ※ 編成が完了している自主防災組織のみが購入可能となります。
- ※ 地域の消火栓5基に対し①～⑥の資機材一式が基準となります。
- ※ 経年劣化などにより、各資機材を整備する場合も補助対象です。
- ※ 本補助金については、危機管理課までお問い合わせください。
- ※ 市民消火隊については、以下の担当までお問い合わせください。  
横須賀市消防局警防課警防係：046-821-6508

**①消火栓接続用スタンドパイプ**

- ・ 地下式消火栓に接続可能であり、消防用媒介金具を介して消防用ホース（直径 40mm）を接続できるものとする。

**②消防用媒介金具**

- ・ 差込式（町野式）で、消火栓接続用スタンドパイプ（口径 65mm）と消防用ホース（直径 40mm）を接続するもの。
- ・ 双口接手（二又媒介）は対象外。

**③消防用ホース**

- ・ 補助単価は1本あたり
- ・ 以下の条件をすべて満たすこと
  1. ホースの規格は 40mm×15m
  2. 耐水圧 0.7Mpa 以上
  3. 1セットにつき8本

**④管そう**

- ・ ノズルの規格は NM40mm

**⑤消火栓開閉器具**

- ・ 消火栓の蓋と消火栓のバルブを開閉するための器具。

**⑥消防用ホース延長器具**

- ・ 消防用ホース及びその他の器材を保管及び搬送するための器具。

- ・ 上記事項を審査するため、「消火栓利用型市民消火隊活動用資機材」を申請する場合は、申請書に見積書及び仕様の分かるカタログ等の写しを添付してください。

## 対象品目細部事項

### 防災倉庫（74～76番）

・本補助金を利用しての防災倉庫設置については、建築基準法上の特例を受けるため、以下の9つの申請条件があります。必ず事前相談をお願いいたします。

1. 「自主防災組織等に係る防災器材等整備費補助要綱」に基づく自主防災組織等が設置するものであること。
2. 床面積が5㎡以下であり、かつ、建築基準法第42条に定める道路上及び横須賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条に掲げる数値（当該倉庫を建築物とした時の数値）の範囲に置かないこと。
3. 地域の防災活動に必要な器材のみを収納し、用途の変更は行わないこと。
4. 発災時、防災訓練及び収納資器材の点検時を除き、内部に人が立ち入るものではないこと。
5. 倉庫には『〇〇〇防災倉庫』（町内会・自治会名等）と名入れをすること。
6. 地震・風水害を想定した転倒防止のための固定をすること。
7. 材質は金属製とし、複数の積み重ねは行わないこと。
8. 下記の書類を届出し、常時保管すること。
  - （1）誓約書
  - （2）地権者の土地使用承諾書又は土地使用許可書
9. 上記誓約書等の届出時に配布されるA3版のパウチされた『防災倉庫使用時の注意事項』を防災倉庫内に掲示すること。

・上記申請条件を審査するため、「防災倉庫」を申請する場合は、申請書に以下の書類を添付してください。

1. 見積書
2. 仕様の分かるカタログ等の写し
3. 誓約書（危機管理課にご用意があります。）
4. 地権者の土地使用承諾書又は土地使用許可書
5. 設置場所が分かる地図

### 感震ブレーカーについて（99番）

- ・設置が安易なもの（バネ式/電池式、おもり式、コンセント差込式）が対象。
- ・電気工事が必要なもの（分電盤タイプ（内蔵型、後付型）など）は対象外。

#### 【設置の優先度が高い住まい・ご家庭】

1. 「通電火災が起きやすい／延焼しやすい」住まい  
（木造住宅、築年数が古い住宅、住宅が密集している地域など）
2. 「地震直後にブレーカー操作や安全確認が難しい」世帯  
（高齢者のみの世帯、要配慮者がいる世帯など）

※ただし、在宅医療機器等、停電が直ちに生命に関わる機器を使っている場合は注意が必要

・上記事項を審査するため、「感震ブレーカー」を申請する場合は、申請書に以下の書類を添付してください。

1. 見積書
2. 仕様の分かるカタログ等の写し
3. 感震ブレーカー導入計画書（事前相談時にご案内します。）

## 対象品目細部事項

### ・ ・ ・ 特記事項があるもの ・ ・ ・

#### トランシーバー、無線機（1～2番）

- ・ 補助対象外の一覧
- 1. 個人の免許が必要となるもの
- 2. 送信出力が5Wを超えるもの
- ・ 免許及び登録については下表を参照。

種類	送信出力	登録申請	免許申請	補助対象
特定小電力トランシーバー	10mW 以下	不要	不要	○
デジタル簡易無線局	5W 以下	必要	不要	○
デジタル・アナログ簡易無線局	5W	不要	必要	×

※ 無線局を開設するにあたり、免許・登録を要する場合は、必ず町内会・自治会として申請してください。

#### 黄色いハンカチ等（安否確認用具）（6番）

- ・ 安否通知カード（マグネット型、フック型）や、黄色いハンカチなど



災害発生時に「安否確認用具」を家の前に掲げることで、自分の家は無事であることを示すものです。活用することで、地域での安否確認・救助活動の効率化が図られます。1世帯に1枚を目標整備数としています。

#### 街頭消火器（7～8番）

街頭消火器とは、火災が発生した時の初期消火用具として設置された消火器です。横須賀市では、多くの町内会・自治会が、「自分達の地域は自分達で守る」という考えのもと、道路や道路に面した土地に格納箱等を設置し、保管・管理をしています。そのため、災害時に誰でも使用できる場所に設置する消火器が補助対象です。

- ・ 設置本数の目安は、25世帯ごとに1本とし、地域の実情に合わせて増減してください。
- ・ 補助対象外の消火器一覧
- 1. 消防法に基づく義務設置のあるもの
- 2. 家庭に設置するもの
- 3. 町内会館や防災倉庫の中など、施錠される場所に設置するもの
- 4. 予備として保管するもの
- 5. 粉末消火器 10 型、及び強化液消火器 6ℓより小型のもの

※ 火災において街頭消火器を使用した場合や、いたずら等により使用不能となった場合は、その都度申請を受け付けますので、ご相談ください。

## 対象品目細部事項

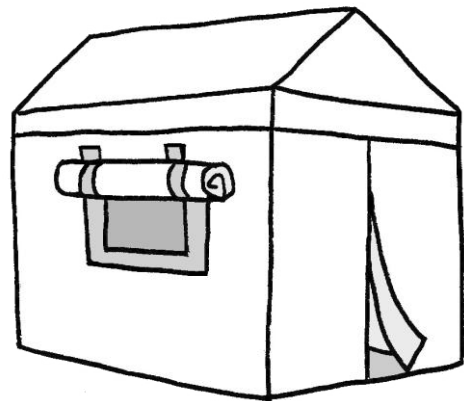
- ・ポップアップ式テント及び組み立てテントは、商品の種類が豊富であり、金額の幅も広く補助単価を多めに設けます。
- ・ポップアップ式テントは、簡易的で骨組みのないものを指し、居住用とトイレ用で補助単価を分けています。

(ポップアップ式テントイメージ)



- ・組み立て式テントは、骨組みがあり、天幕、横幕などが分かれているものを指し、ワンタッチタイプも対象です。サイズにより、補助単価を3種類に分けています。1間は、約1.8mですが、品目に合わないサイズを購入したい場合は、危機管理課までご相談ください。

(組み立て式テントイメージ)



- ・テント固定用ウエイトは、本体同時購入時に補助対象となりますが、屋外に設置するテントの転倒防止対策として追加購入ができるように、個別に補助単価を設けます。
- ・組み立て式テントの横幕、テント搬送用台車（専用品）などの付属品も本体同時購入で補助対象です。
- ・組み立てテントは、耐用年数が長く単価も高額になることから、骨組み、屋根幕、横幕などのみ更新する場合も補助対象とし、補助単価も設けます。ただし、補助対象は一式25,000円以上とします。(例：天幕のみで25,000円、天幕+横幕の一式で35,000円等。横幕のみで15,000円は対象外)

## 対象品目細部事項

### 充電ステーションのご提案（82～87番）

- ・昨今、モバイル機器等充電用にポータブル電源等を整備する団体が増えているため、運用方法についてご提案させていただきます。

#### 【課題】

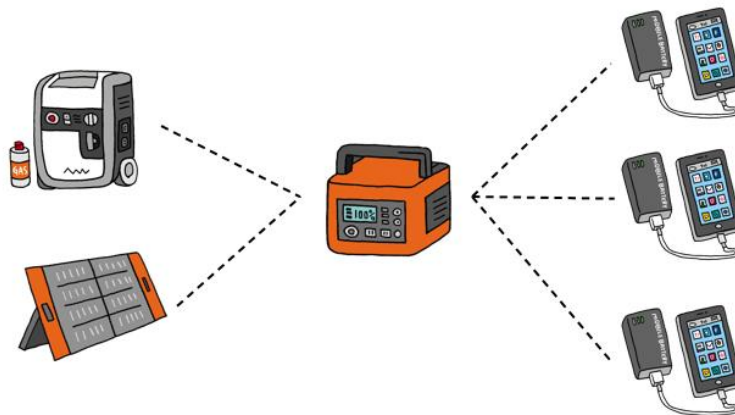
- ・ポータブル電源を整備したが、実際の運用は決めていない。
- ・右写真のように、「タコ足充電状態」が予想され、発熱リスクが生じる。
- ・モバイル機器等をその場に置いておけないため、充電完了までその場に拘束される。



#### 【運用方法のご提案】

1. 平常時、ポータブル電源やモバイルバッテリーを適宜満充電で管理  
→町内会・自治会の管理する「**充電ステーション**」
2. 災害時、「**充電キット**」（モバイルバッテリーと充電ケーブル）を希望者に貸出
3. 充電完了後、充電ステーションに返却
4. 夜間などに、モバイルバッテリーをポータブル電源で充電
5. 日中などに、ポータブル電源を可搬式発電機やソーラーパネルで充電

#### 【充電ステーションイメージ図】



# 対象品目細部事項

## 非常用備蓄食料について（113～114 番）

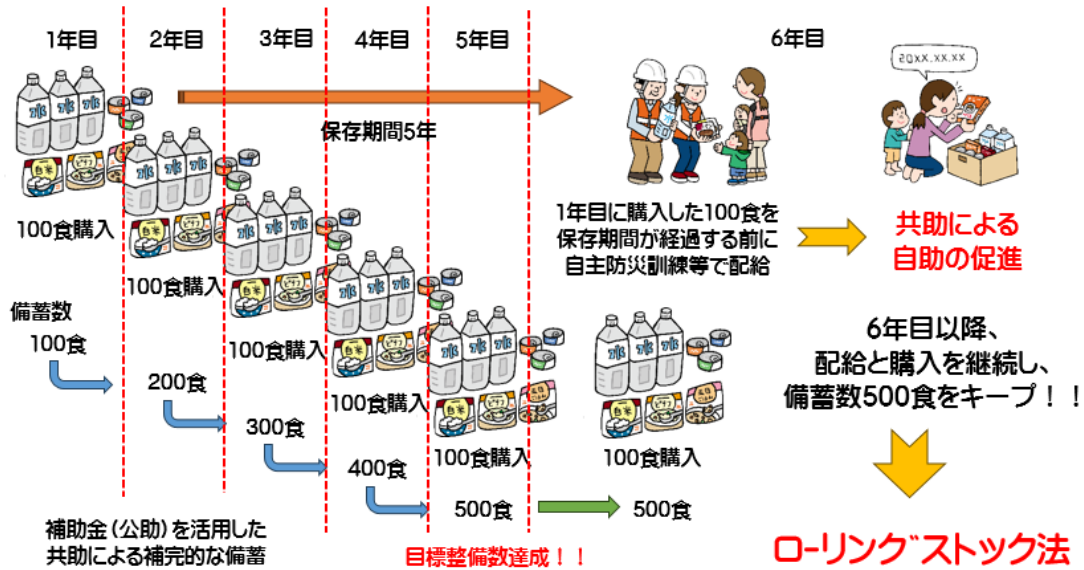
・非常用備蓄食料が補助対象となった背景には、補助金（公助）を活用した「共助」による「自助」補完的な備蓄を推奨しており、「共助」による「自助」の促進を目的としています。

- ・自助補完の備蓄として、1世帯あたりに1食分を目標整備数としています。
- ・保存期間5年以上のものを推奨します。
- ・保存食は、1食あたりを参考単価とします。
- ・保存水は、1本あたりを参考単価とします。
- ・以下の購入例のような、計画的な整備を推奨します。

### 購入例（1団体500世帯の場合）

1. 非常用保存食の保存期間が5年のものとし、1年目の申請で100食購入する。
2. 2年目以降も年間100食ずつ購入し、1団体あたり500世帯を想定した目標整備数が500食であるため、5年目で500食の備蓄が完了する。
3. 6年目からは、1年目に購入した100食が保存期間を経過する前に、自主防災訓練等で配給し、年間100食は継続して購入する。
4. 前項を毎年繰り返す。（ローリングストック法）

（ローリングストック法イメージ）



（年間100食購入イメージ）

$$\begin{aligned} & (\text{非常用保存食} @ 200 \text{円} \times 100 \text{食}) + (\text{非常用保存水} @ 100 \text{円} \times 100 \text{本}) \\ & = \underline{30,000 \text{円}} \Rightarrow \text{補助額} \end{aligned}$$